

(対象名)

消防計画

1. 自衛消防隊を次のように設置する

自衛消防隊長
(経営者又は防火管理者)

消防計画作成年月日

を記入する

1 F	名
2 F	名
3 F	名
4 F	名

平成 23 年 9 月 1 日

2. 避難計画の概要及び避難誘導は次のように行う。

二方向避難の確保

各階の避難経路を示す図面を添付する。

(図面上に、屋内階段、屋外階段、バルコニー、避難器具設置箇所を示す)

避難通路等の確保

法令の定めるところにより、避難通路等の確保は次による。

- ① 階段、通路等には物品を置かない。
- ② 避難経路は常に整理整頓し、避難の支障にならないようとする。
- ③ 非常口には施錠しない(施錠する場合は、容易に開放できる構造とする)。
- ④ 防火戸は正常に作動するよう平素から機能保持に努める。
- ⑤ 防火戸の前には物品等を置かない。また、クサビをしない。
- ⑥ その他必要事項については、社内(店)規則で定める。
- ⑦ その他 ()

避難及び避難誘導

- ① 火災の発生を大声で知らせる。
- ② 物品持ち出しに気をとられない。
- ③ 一度避難したら再び出火建物に戻らせない。
- ④ 落ち着いて避難路を考える(日ごろから避難経路を確認しておくことが大切です)。
- ⑤ 煙による被害を防ぐため必要に応じて、タオル等を活用する。
- ⑥ いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。
- ⑦ 逃げ遅れの者がいないか、人員の確認をする。
- ⑧ その他 ()

通報連絡

- ① 非常ベルを鳴らす。
- ② 119 通報する。(社内(店)電話・火災通報装置)
- ③ 社内(店)電話が使えない場合の通報方法を考えておく。
- ④ 通報内容は「火事です。○○町○丁目○○ビルです。大きく燃えています。(少し煙がでています)」とする。
- ⑤ その他 ()

※ を実施

※①②③⑥を実施

該当する番号を記入する

を実施

3. 消火活動は次のように実施する。

消火活動

- ① 大声で皆に知らせる。
- ② 叩き消し、水バケツ、水道ホース等を使用する。
- ③ 消火器を使用する。
- ④ 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
- ⑤ 天井に燃え移ったら初期消火を中止して避難する。
- ⑥ その他 ()

※

を実施

消防隊の誘導

- ① 消防車両を誘導する。
- ② 消防隊員を誘導する。
- ③ 消防隊員に、出火場所、危険物品、避難状況等消火活動上必要な情報を伝える。
- ④ 消防車が進入できるよう道路等の雑品等の整理
- ⑤ その他 ()

※

特定防火対象物は 1 年に 2 回以上の訓練実施が必要

どちらかを○で囲む

4. 消防訓練等は次のように実施する。

避難・通報

どちらかを○で囲む

- ① 消火器の取扱訓練。
- ② バケツ、水道ホース等の手近な水を利用する訓練。
- ③ 通報訓練((社内電話・火災通報装置)による 119 通報訓練の実施)。
- ④ 避難訓練(各室からの避難訓練)の実施。
- ⑤ 消防署と協力した訓練の実施。
- ⑥ その他 ()

※

を実施

訓練実施

- ① 年(1回・2回)以上実施
- ② 消防訓練は写真等で記録しておく。
- ③ 随時防火教育を実施する。
- ④ 訓練を実施する 3 日前までに消防訓練実施計画書 1 通を消防署に提出する。
- ⑤ 避難訓練については安全上の配慮を行う。
- ⑥ 訓練実施後は、消防訓練実施結果報告書 1 通を消防署に提出する。

実施日 月 日 及び 月 日 とする。

※ を実施

※欄に該当する番号を記入する。

5. 設備点検を次のように実施する。

① 消防用設備等の機器点検を6か月ごとにし、総合点検を1年に1回実施し、その点検結果を(毎年・3年に1回)月に消防署へ報告する。	消防用設備等(設置は○) 消火器 非常ベル 火災通報装置 避難器具 誘導灯 自動火災
② 上記の法定点検は(自社・委託)で行う。	
③ 点検委託業者名	
④ 点検の結果、不	
⑤ 消防用設備等は記録するとともに、	
⑥ その他()	
※	を実施

特定防火対象物は1年に1回
非特定防火対象物は3年に1回
の報告義務
どちらかを○で囲む

設置されている消防用設備に○印を記入する

6. 防火対象物定期点検報告を次のように行う。

① 毎年、防火管理上必要な業務について防火対象物点検資格者に点検させる。	※ を実施
② その点検結果を月に消防署へ報告する。	
③ 上記の点検結果は(自社・委託)で行う。 どちらかを○で囲む	電話 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
④ 防火対象物のすべての部分が点検基準に適合している場合は、()に点検済みの表示をする。	
⑤ 特例認定の条件に適合した場合には、特例認定の申請を行う。	
⑥ 特例認定が認定された場合には、上記の点検を省略し、特例認定の表示を()に行う。	
⑦ 防火管理維持台帳を整備し、防火対象物点検結果について記録するとともに、必要な書類等を保存する。	
⑧ その他()	

7. 地震対策は次のように行う。

① 地震発生直後は、身の安全を第一とし、二次災害防止のため津波への備えを行ふ。	※ を実施
② 火気使用は自粛し、使用に際しては、火気使用設備	
③ 客、従業員等在館者の安否確認、負傷者等の救済等	
④ 自主的に又は防災機関の避難勧告等により避難する。	
⑤ 震災に備えて、医薬品、携帯ラジオ、飲料水等の備蓄	
⑥ 津波対策として、別紙のように定める。	
⑦ その他()	

推進地域に指定されれば、別紙
「東南海・南海地震防災対策計画送付書」
「東南海・南海地震防災規定消防計画」
に記入、添付する。

8. 無人時の対応は次のように行う。

① 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、下記の警備会社へ委託している場合、詳細は別紙による。	※ を実施
② 関係者に連絡する体制をとる。 連絡者(氏名)・電話	
③ その他の方法	

警備会社へ委託している場合、
別紙様式「防火管理業務の委託
状況表」を添付する。

9. その他防火管理上必要な事項は次のように行う。

① 各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより喫煙、裸火、厨房、暖房器具、ボイラー等の点検を行わせ、その業務の実施方法等については社(店)内規則で定める。	※ を実施
② 消防用設備等の自主点検を実施し、その業務の実施方法等については社(店)内規則で定める。	
③ 消防計画の内容、社(店)内規則の内容等は、研修等で従業員に徹底する。特に新入社員、派遣社員、パートタイマー等については採用時等の時期に研修で徹底する。	
④ 防火管理台帳を整理し、防火管理について必要な記録をする。	
⑤ 防火管理者は収容能力を把握し、過剰な人員を収容しないように従業員に徹底する。	
⑥ 各管理権原者の権原の範囲は、原則として当該防火対象物における各管理権原者の当該占有部分とし、かつ、当該所有者にあっては、階段部分等の共有部分を含むものとする。ただし、区分所有の場合においては、各管理権原者の当該専用部分と階段等の共用部分とする。	
⑦ これと異なる場合又は管理権原が複雑な場合は、別図等で明確化を図る。	
⑧ 工事をする場合、事前に消防署に相談し、工事内容により工事中の消防計画を作成し届け出る。	
⑨ 消防署に提出した各種届出に変更が生じる場合は、事前に消防署に相談し、必要により変更の届出をする。	
⑩ その他()	

※欄に該当する番号を記入する。